

傷病鳥獣保護事業の実施状況について

Operational Situation on the Rescue of Wounded Birds and Mammals

谷川 和美
Kazumi TANIGAWA

白井 康子
Yasuko SHIRAI

I 緒言 (はじめに)

傷病鳥獣保護事業は、自然界の中で傷ついたり、窓や自動車への激突などで傷を負った野生鳥獣を保護収容、治療、野生復帰に向けた訓練等を行うもので、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定された「基本方針」において、鳥獣保護思想の普及啓発を図る施策の一環と位置づけられている。香川県では、平成15年8月から香川県環境保健研究センターが傷病鳥獣の受付業務を行っている。受け付けた個体は月～金曜日までの間預かり、金曜日の午後に委託先業者へ引き渡されている。

本報告は、平成16年4月より平成17年3月までに保護した傷病鳥獣について種類や数、転帰等についてとりまとめを行い報告するものである。

II 方法

平成16年度に保護された傷病鳥獣について「香川県傷病鳥獣保護記録表」の記載をもとに取りまとめを行った。

III 結果

1 保護された鳥獣の種類及び数

保護された鳥獣の種類及び数について図1に示す。

平成16年4月以降の1年間で141件31種162個体を保護した。哺乳類はアブラコウモリ1個体、ムササビ1個体で、残り160個体(98.8%)は鳥類であった。162個体中、ハト類が48個体(29.6%)、スズメが27個体(16.7%)と特に多い。ハト類が多い理由のひとつとして、ハトは周年繁殖可能なため、一年中幼鳥がいるということがあげられる。

162個体中、101個体(62.3%)が幼鳥で、52個体(32.1%)が成鳥・成獣、9個体(5.6%)が未確認の為、不明とする。

なお、ヒクイナ、ミサゴ、チュウサギはレッドデータ

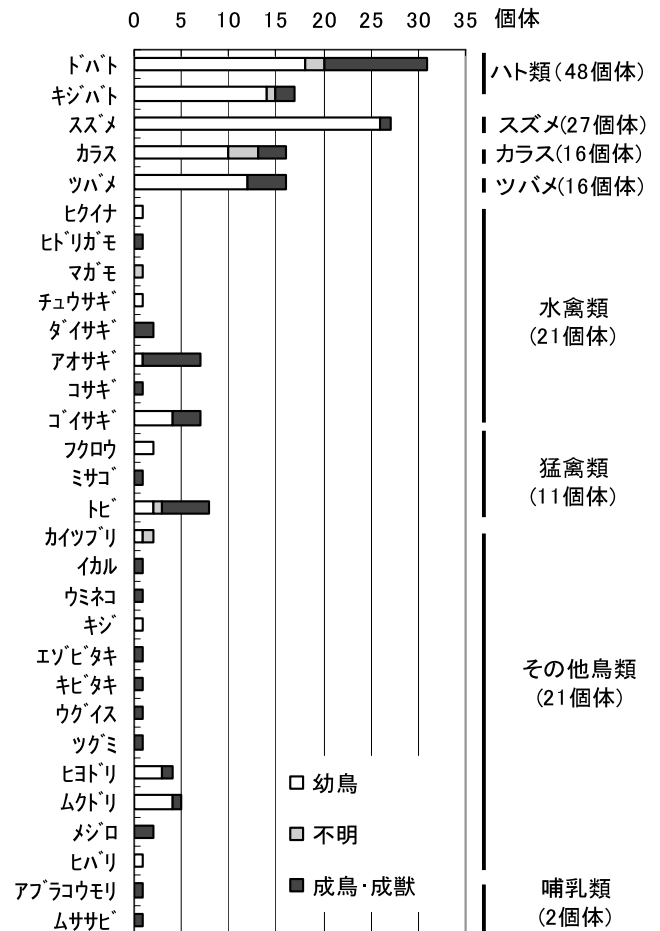


図1 保護個体の種類及び数

ブックにおいて希少野生生物とされている。ヒクイナが香川県では絶滅危惧II類、ミサゴとチュウサギは香川県と国の両方で準絶滅危惧に指定されている。

他に、県内で見られる数がやや少ない種としては、エゾビタキがあった。また、さらに少ない種としてはセグロアジサシの持込みがあったが、当センターに到着する前に死亡していたため、保護件数の中には入っていない。セグロアジサシは、日本では小笠原諸島などに夏鳥として渡来するが、本土へは台風巻き込まれ落下する可能性がある。持ち込まれたのは7月6日で

台風の後であった。

2 保護個体数の経月変化

保護個体数の経月変化について図2に示す。

保護個体数は、子育ての時期である4月～7月に集中している、この時期は特に、ヒナや幼鳥の持ち込みが多かった。

ヒナは、巣から落ち骨折や外傷により衰弱している・奇形である・建物を取り壊すため巣を撤去せざる

個体

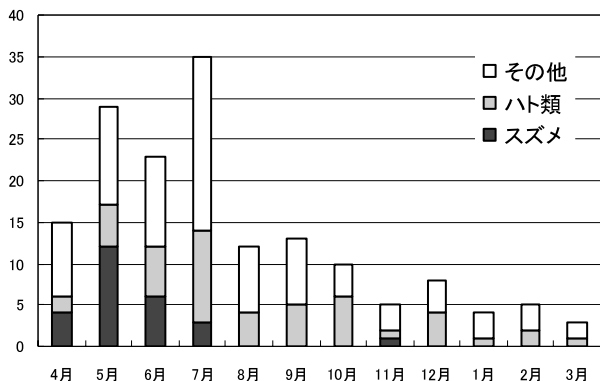


図2 保護個体数の経月変化

を得ない・比較的元気な様子だが近くに親鳥や巣が見当たらず、一日以上経過しても同じ場所から動くことができていない、などの理由で巣に戻せない状態の個体が持ち込まれた。

幼鳥は、巣立ったものの餌をとれずに痩せ、衰弱したもの・猫に襲われたもの・成鳥よりも壁や窓ガラス、車、電線などを把握できていないために衝突したものなど、主に巣立ち後、独立に失敗した個体が持ち込まれた。

幼鳥の保護は9月頃まで続き、10月～翌年3月までは成鳥の割合が高くなり、保護個体数は減少した。

3 保護地域

141件の保護事例について保護地域を図3に示す。

保護地域は高松市及び丸亀市市街地に集中している。山間部では猛禽類、都市部ではハト類の保護が多い。なお、ムササビの保護場所は不明、ツバメ1個体は山口県から来ている。

また、141件のうち84件(59.6%)は一般

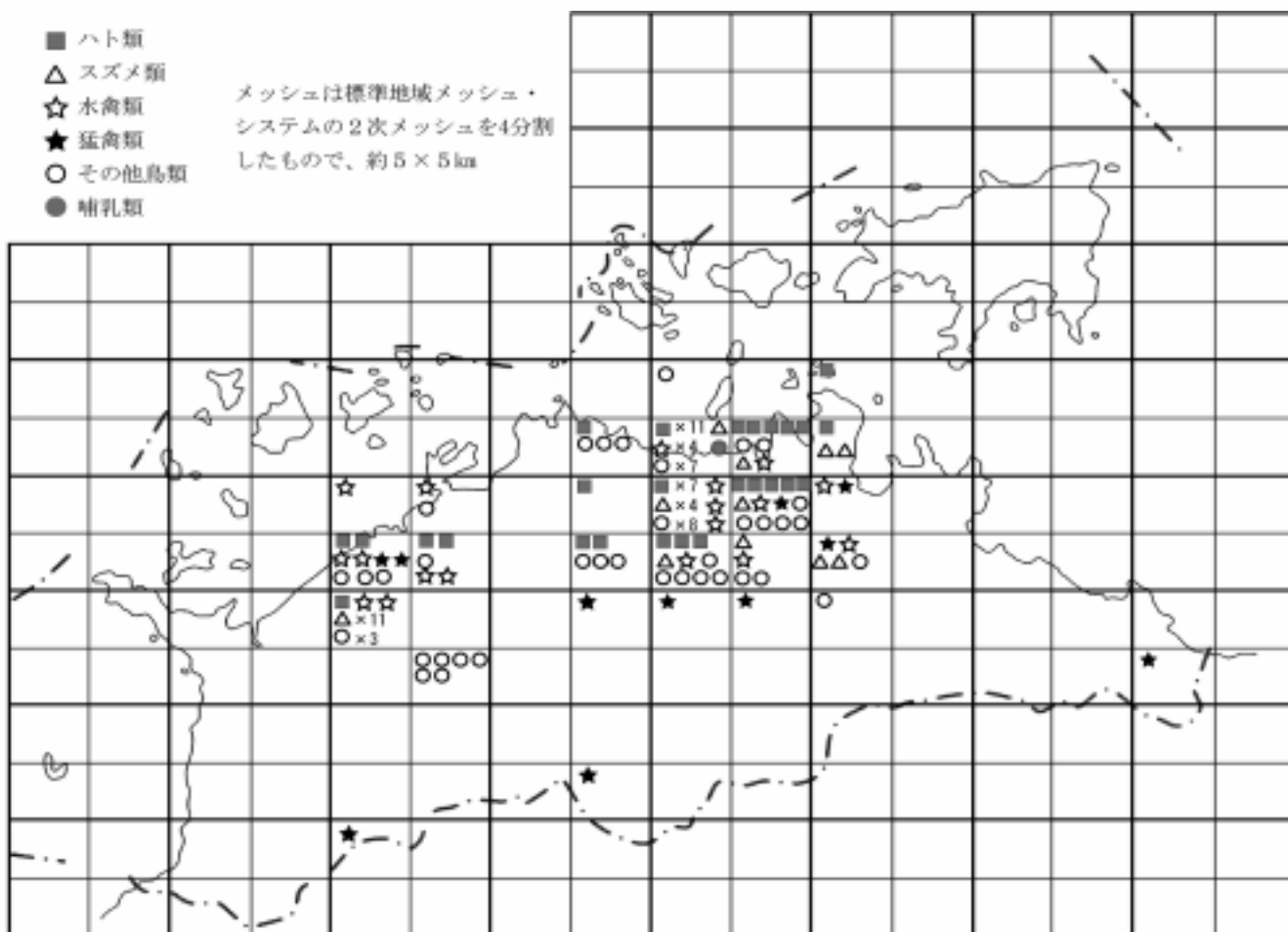


図3 保護地域

の方により直接持ち込まれたもので、57件(40.4%)は、一般の方から依頼を受け、県または市町の担当者によって持ち込まれたものである。

4 保護個体の保護原因、転帰等

保護個体の保護原因について図4に示す。

個体が保護された直接の原因としては、20種類が挙げられるが、救護者が事故などの現場を見ていない場合は、持ち込まれた個体の症状から判断している。図4では原因の中に“病気”が含まれていないが実際は、病気で弱っているためにカラスに襲われたり電線に衝突したり、というように原因が重複している場合もあると考えられる。

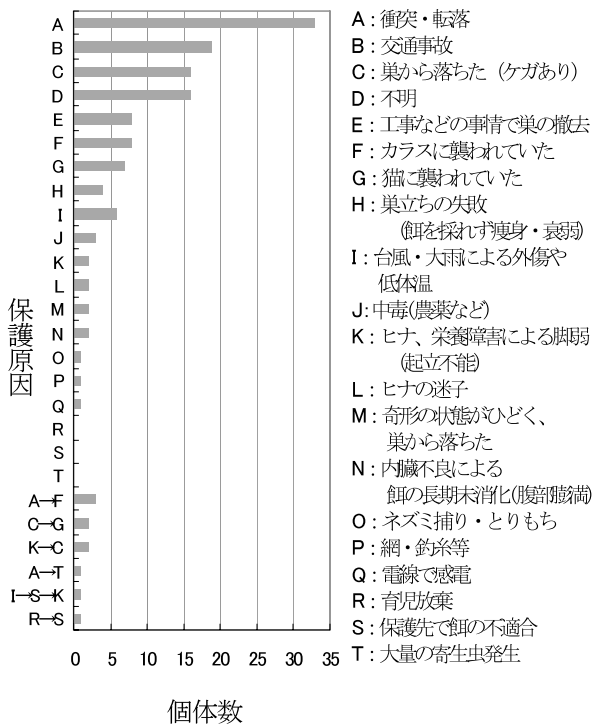


図4 保護原因の詳細

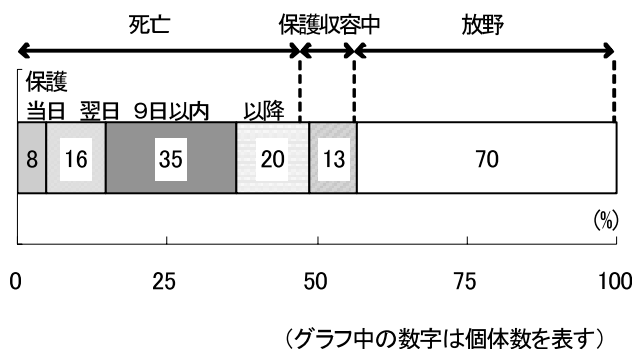


図5 保護個体の転帰等

141件の保護事例のうち、120件(85.1%)が救護した日の翌日までに当センターまたは委託先に持ち込まれ、残り21件(14.9%)は、保護者宅で2日~約1ヶ月を経てからセンターに持ち込まれた。この場合、救護されてからセンターに持ち込まれるまでの時間が経過しているほど、怪我が悪化したり、不適当な給餌によって重度の栄養障害をおこしたりしていた。(救護者によってうまく看護・放野されたケースを除く。)

保護個体の転帰について図5に示す。

平成17年3月末までに保護した162個体のうち、同日までに70個体(43.2%)が放野され、79個体(48.8%)が死亡している。また、24個体(14.8%)は保護翌日までに死亡した。13個体(8.0%)は引き続き保護収容中である。

なお、平成15年度に受け付け、同年度中に放野できず、平成16年度まで持ち越し収容していた27個体については、27個体中16個体が放野され、9個体が死亡、2個体が収容中である。

よって平成17年度末現在、平成15年8月以降に保護した個体の総数は247個体で、うち93個体(37.7%)が放野され、139個体(56.3%)は死亡、15個体(6.1%)が引き続き収容中である。

5 放野された個体の詳細

16年度に放野された個体の詳細は表1のとおりである(カッコ内は、含まれる幼鳥・幼獣数)。

| 種別 | 放野数 | 種別 | 放野数 |
|------|---------|-------|-------|
| ドバト | 18 (12) | ウグイス | 1 (0) |
| キジバト | 8 (8) | エンビタキ | 1 (0) |
| スズメ | 17 (16) | キジ | 1 (1) |
| カラス | 4 (4) | キビタキ | 1 (0) |
| トビ | 4 (1) | コサギ | 1 (0) |
| ゴイサギ | 3 (2) | ヒドリガモ | 1 (0) |
| ツバメ | 3 (3) | ムクドリ | 1 (1) |
| ヒヨドリ | 2 (1) | メジロ | 1 (0) |
| アオサギ | 1 (0) | ムササビ | 1 (0) |
| イカル | 1 (0) | | |

表1 放野された個体の詳細

IV 考察

15年度と比較すると、保護数が85個体→162個体、放野数が7個体(8.2%)→70個体(43.2%)、死亡数が51個体(60%)→79個体(48.8%)、年度末の収容数が27個体(31.8%)→1

3個体(8.0%)というように変化した。

15年度に受け付けた期間は8月～翌3月の8ヶ月間であり、また、この期間は幼鳥が減少する時期なので単純に比較はできないが、16年度に死亡数と収容数が減少し、放野数が増加した理由として考えられることを、いくつか挙げてみる。

まず、16年度の4月～7月に持ち込まれた幼鳥が多かったことが原因と思われる。15年度は保護数のうち、幼鳥の割合が43.5%であったが、16年度は62.3%に増加している。幼鳥は放野される確率が高い。平成16年度に放野された70個体中、49個体(70.0%)が幼鳥であった。

保護原因で一番多いのが飛行中の衝突・転落であるが、成鳥は高速で衝突するため、翼や脚など複数ヵ所を開放骨折したり(折れた骨が皮膚を突き破っている状態)、頭や胸、腹を強く打ち、大量の内出血をしている場合が多い。結果、成鳥の個体は放野に繋がりにくい。

その点幼鳥は、巣を撤去された場合や軽い栄養障害の場合、無傷である。また巣立ち間際のヒナが落ちた場合も、多少羽ばたきながら落ちるので衝突する速度が遅くなり、放野に繋がりがやすい。

次の原因としては、フォーミュラー3という餌を取り入れたことによって、衰弱して普通の餌を消化できない個体や、生まれて3日以内のヒナにも対応出来るようになった。フォーミュラー3とは、孵化直後のヒナや事故・病気で餌を食べなくなった鳥のための総合バランスフード(流動食)である。

もう一つの原因としては、16年度から委託業者に引き渡す方法が変わったことが考えられる。15年度は、個体の持ち込みがあれば当日のうちに収容先へ移送されていた。

個体差はあるが、基本的に野鳥は人との接触や人工的な環境によるストレスに弱いとされている。傷病鳥獣として持ち込まれる個体は、昏睡状態であったり衰弱していたり、一見元気そうに見えても大きな怪我をしていることがあり、そういう個体の場合はストレスが直接の死亡原因になることがある。

安静を最も必要としている衰弱した鳥にとって、長時間の自動車移動は、かなりの負担になっていると思われる。現在も、救護された鳥が当センターに向かう車の中で死亡するケースや、センター到着後間もなく死

亡するケースが割に多いのは、このためと考えられる。

16年度からの保護個体は、センターに持ち込まれた日から週末まで預かるようになり、個体を安静にさせる時間的余裕ができた。そのため、少し回復した状態の個体を委託業者に引き渡すことができ、結果、収容先の治療と看護で回復するケースが増えたものと考えられる。

V まとめ

平成16年度の傷病鳥獣保護事業の実施状況について、種類や数、転帰等のとりまとめを行った。1年間で、141件31種162個体を保護し、平成17年3月末までに70個体が放野され、79個体が死亡、残り13個体を引き続き保護収容中である。

なお、各都道府県の傷病鳥獣保護をされている機関で割と多く見られる誤認保護が、16年度当センターで受け付けた保護個体の中にはなかった。誤認保護とは、外傷も衰弱も見られないヒナや、疲れて休憩しているだけの巣立ち後の幼鳥を、下に落ちているからといって誤って救護することである。この場合、電話で救護者から持ち込みの相談を受けた時点で状況を聞き取り、できるだけ救護者に、ヒナを巣に戻すとか、しばらく幼鳥の様子を遠くから見守るなどのお願いをしなければならぬ。持ち込みについての電話相談は、主に自然保護室(現在みどり保全課野生生物グループ)で受けており、電話対応を徹底して下さっていたため誤認保護の個体が持ち込まれなかったと考えられる。

謝辞

千葉県行徳野鳥観察舎の方々には、電話での問い合わせに対し、いつも丁寧にご指導いただきました。感謝いたします。